

議案第 6 2 号

狭山市高齢者事業センター条例を廃止する条例

狭山市高齢者事業センター条例（昭和 6 0 年条例第 1 0 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市高齢者事業センターを廃止したいので、この案を提出するものである。